



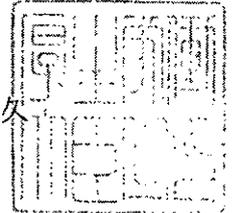
厚生労働省発職0322第2号

平成25年3月22日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇六 （略）

七 両立支援助成金制度の改正

(一) 子育て期短時間勤務支援助成金について、支給対象事業主を中小企業事業主及び中小企業事業主以外に区分するものとする。

(二) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、次のとおり支給するものとする。

イ 対象保育施設の設置若しくは整備又は増設に要した費用に対する助成について、初年度及び初年度の翌々年度から初年度から起算して四年度を経過する年度までのいずれかの年度において、対象保育施設の設置若しくは整備又は増設に要した費用の六分の一（中小企業事業主にあつては、三分の一）増設の場合は四分の一）に相当する額を支給するものとする。

ロ 対象保育施設の運営に要した費用に対する助成について、各年において要した費用の額から当該施設の定員の総数（その総数が十人を超える場合にあつては、十人）に当該施設の運営月数を乗じて得

た数に一万円（中小企業事業主にあつては、五千元）を乗じて得た額を控除した額の二分の一に相当する額を支給するものとする。

(三) 中小企業両立支援助成金について、次のとおり支給するものとする。

イ 育児休業を取得する被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れた場合の助成の支給対象について、中小企業事業主とする。

ロ 六箇月以上の育児休業をした期間を定めて雇用する被保険者を、育児休業後に原職等に復帰又は通常の労働者に転換させ、六箇月以上継続して雇用した中小企業事業主であつて、当該被保険者に対し研修等を実施する事業主に対し、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に応じて、それぞれ(イ)及び(ロ)に定める額を支給するものとする。

(イ) 当該被保険者が最初に生じた場合は四十万円（当該被保険者を通常の労働者に転換させた場合にあつては、五十万円）

(ロ) 当該被保険者が二番目から五番目までに生じた場合は十五万円（当該被保険者を通常の労働者に転換させた場合にあつては、被保険者一人につき二十万円（最初の被保険者にあつては、二十五万

円)

ハ 育児休業又は介護休業を取得した労働者の職場復帰を円滑にするための能力の開発及び向上に関する措置を実施した場合の助成の支給対象について、中小企業事業主又は中小企業事業主団体とする。

ニ 中小企業両立支援助成金（イからハまでに係る助成に限る。）の支給を受けることができる中小企業事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情の改善を目的として行う措置に関する目標値を定め、公表し、達成した場合については助成金支給額に加え、五万円を加算支給するものとする。ただし、既に当該加算支給を受けた中小企業事業主にあつてはこの限りではない。

八〇十二（略）

第二（略）

第三 その他

一 この省令は、公布の日から施行するものとする。ただし、第二の一の(ロ)のニ、へ及びトについては、平成二十五年六月一日から施行するものとする。

- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。